

社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長に別表1に掲げる報酬を支給する。

(役員等の範囲)

第3条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 本会が規定する委員会及び部会の委員
- (3) 会長が費用弁償の必要を認めた者

(費用弁償)

第4条 役員等が、次の会議に出席する場合は、別表2の費用弁償を支給する。

- (1) 理事会、監事会、評議員会
 - (2) 本会が規定する委員会及び部会
 - (3) 会務のため会長の要請を受けて出席する会議
2. 役員等が公務のため旅行したときは、別表3の費用弁償を支給する。
3. 前項に掲げる費用弁償の支給方法は、社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会旅費規程の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成17年10月1日の社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会役員等費用弁償規程を廃止する。

別表1（第2条関係）

役 職 名	区 分	報 酬 額
会 長	非 常 勤	月 額 50,000円

別表2（第4条関係）

区 分	日 当
理事、監事、評議員	3,000円
そ の 他 の 委 員	

別表3（第4条関係）

鉄 道 賃	車 賃	日 当	宿 泊 料	
			甲 地 方	乙 地 方
社会福祉法人会津美里町 社会福祉協議会旅費規程 第7条の規定による額	1 km 当り 50円	1日につき 2,400円	12,000円	11,000円

備考 宿泊料の甲、乙の区分は社会福祉法人会津美里町社会福祉協議会旅費規程を準用する